

## 市内通学路におけるブロック塀等の緊急点検の実施について

大阪府北部を震源とした地震において、通学中の児童がブロック塀の倒壊により死亡した事故を受け、本市の小学校の通学路におけるブロック塀等の倒壊のおそれがある危険箇所の把握を早急に行うため、点検を実施しますのでお知らせします。

### 1 実施期間

平成30年6月25日(月)から26日(火)まで

### 2 点検対象

市内小学校(72校)の通学路のうち、次に該当する危険箇所

- (1) 著しいひび割れ、破損、傾斜が生じている1メートルを超えるブロック塀(6段以上)
- (2) 著しいひび割れ、破損、傾斜が生じている高さ1メートルを超える擁壁等の上にある60センチメートルを超えるブロック塀(4段以上)
- (3) (1)(2)と同程度に危険性のあるブロック塀以外の塀等
- (4) 2.2メートルを超えるブロック塀(12段以上)

### 3 点検体制

教育局職員及び都市建設局職員による2人1組(延べ68名)で、目視により点検を実施

### 4 点検結果の活用方法

各小学校に情報提供を行い、児童の安全確保に活用いただくとともに、危険と思われるブロック塀等の所有者に対して、「危険ブロック塀等撤去奨励補助制度」の活用についてご案内を行います。

危険ブロック塀等撤去奨励補助制度

補助対象となるブロック塀の撤去等を行う場合、通学路については、工事実施者に対して補助率3/4、上限15万円の補助を行うもの。

### 5 その他

学校施設については、現在、各小・中学校においてプールの囲い壁等の点検を実施しております。

また、小学校においては、PTAや地域の方々のご協力をいただきながら、通学路におけるブロック塀等の点検を実施しているところですが、今回の緊急点検については、著しいひび割れ、破損、傾斜等があるブロック塀等を対象に絞り込み、実施するものです。